



三労発基 1017 第 6 号

平成 29 年 10 月 17 日

三重県木材協同組合連合会

理事長 殿

三重労働局長



職場における死亡災害撲滅等労働災害防止に向けた緊急要請について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働災害の防止につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、三重県内における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきておりますが、休業 4 日以上之死傷者数は、平成 29 年 9 月末現在において対前年比で 4.2% の増加に転じております。また、死亡者数については、前年同時期より減少しているものの、発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものも見られ、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

一方、平成 29 年度が最終年度である第 12 次労働災害防止計画では、労働災害の発生件数を平成 24 年比で平成 29 年までに、①死亡災害を 20% 以上減少させる②死傷災害を 15% 以上減少させることを目標としていますが、別添の労働災害発生状況等を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、別添のとおり、職場における死亡災害撲滅等労働災害防止に向け、平成 29 年 11 月 1 日から 12 月 31 日までを「緊急死傷災害防止期間」と定め、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となつての取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。貴団体としての取り組みを強化し、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅等 労働災害防止に向けた緊急要請

三重県内における労働災害は、長期的には着実に減少してきておりますが、本年における休業4日以上¹の死傷者数は、平成29年9月末現在において対前年比で4.2%の増加に転じています。また、死亡者数については、前年同時期より減少してはいますが、発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理が徹底されていないことによるものが見受けられるところです。

一方、平成29年度が最終年度である第12次労働災害防止計画では、労働災害の発生件数を平成24年比で平成29年までに、①死亡災害の20%以上の減少 ②死傷災の15%以上の減少を目標としていますが、裏面の災害統計等労働災害発生状況を踏まえると、目標達成には、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取り組みが必要です。また、労働災害のない職場づくりは、良質な人材を確保し、労働生産性を向上させ、働き方改革を推進する上でも、企業に大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

また、平成29年11月1日から12月31日までを「緊急死傷災害防止期間」と定めていただき、特に死亡及び休業災害の背景となった全産業共通の基本的安全衛生管理のポイント及び業種別の重点ポイントを定めましたので、労使が一体となって労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

1 全産業を通じて三つの重点ポイント

- 【1】安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 【2】安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 【3】雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

2 業種別の重点ポイント

- 製造業：機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止
- 建設業：足場、脚立等からの「墜落・転落」災害の防止
- 陸上貨物運送業：トラック等の荷台からの「墜落・転落」災害の防止
- 林業：伐木作業等における「死亡」災害の防止
- 第三次産業：「転倒」災害の防止

SAFETY FIRST



平成29年10月

三重労働局長 林 雅彦

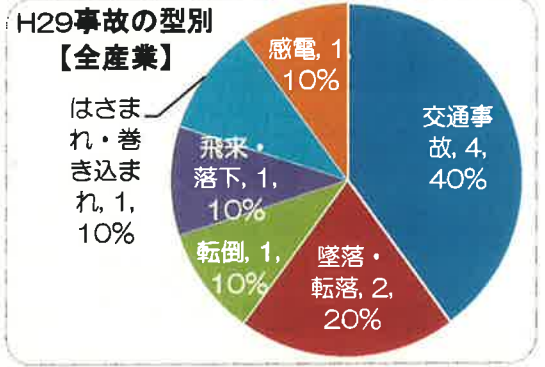
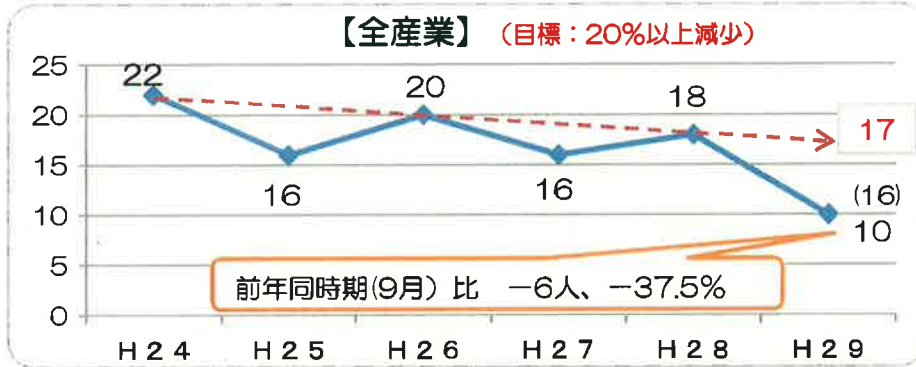
三重労働局第12次労働災害防止計画に関する状況

○ 計画の目標

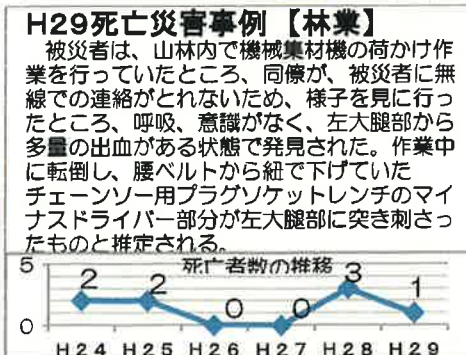
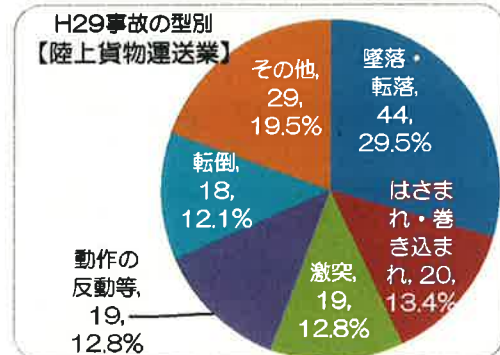
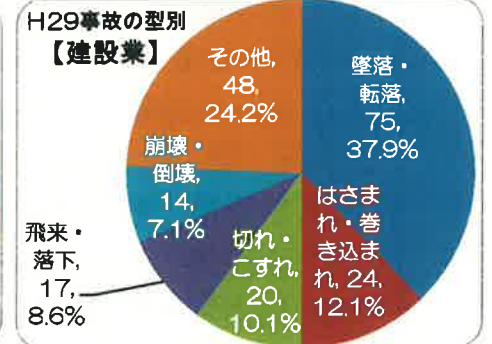
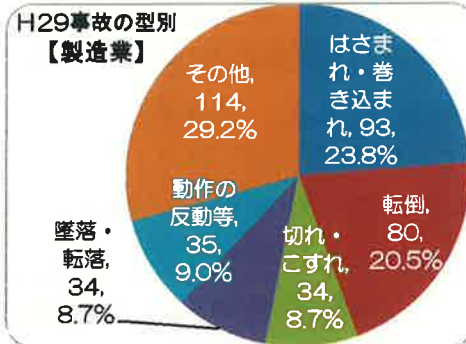
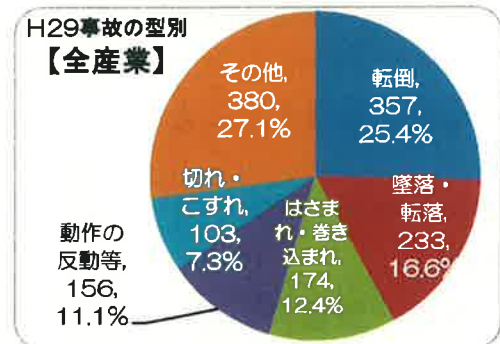
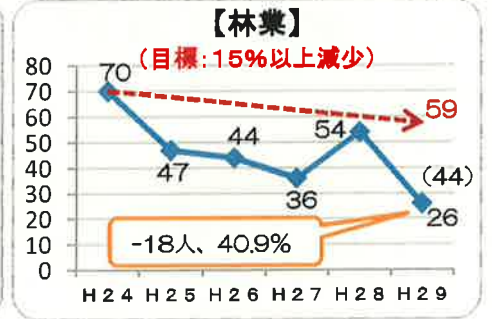
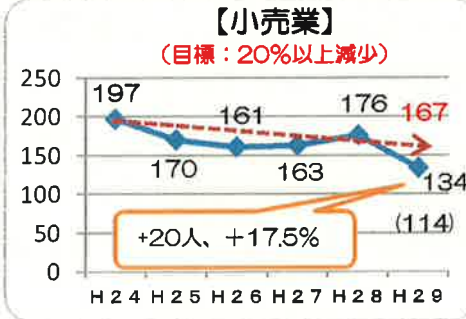
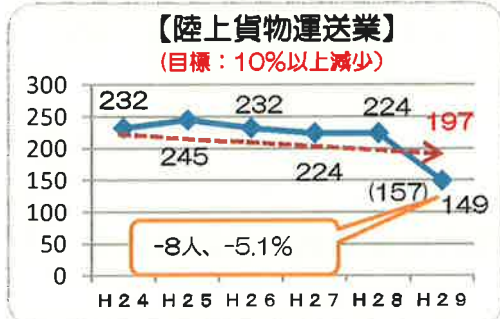
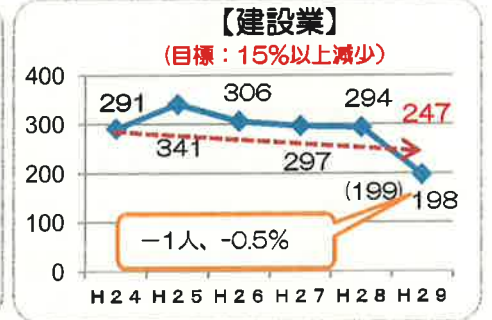
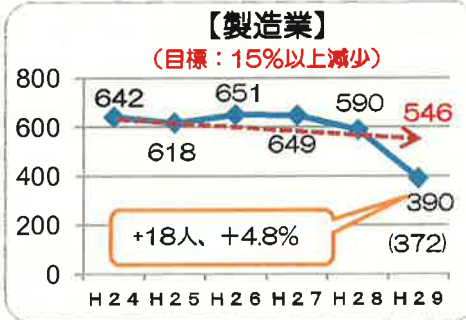
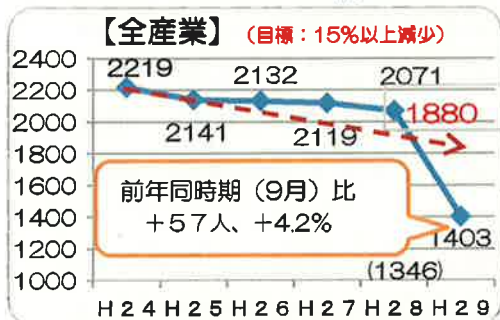
誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- 1 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を20%以上減少させ、17人以下とすること。
- 2 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させ、1,880人以下とすること。

1 死亡災害の状況



2 休業4日以上の死傷災害の状況



出資 労働者死傷病報告及び災害速報
 注1 単位: 人
 注2 平成29年は9月末現在の数値
 ()内は前年同時期の数値